

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二九〇四 電話・FAX(03)3299―5367

郵便振替 〇〇―〇〇―九―五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

くもくぐく

■巻頭言■

国家と国益について

独占資本の支配を忘れるな

原野人…2

戻る先は戻れない だから 苦しい 原発事故被害者相双の会…3

―原発爆発から六年― 檜葉からいわきに避難―

不当決定！ 民意に逆行 稲村 守…4

―3・28高浜原発再稼働容認の大阪高裁抗告審に市民の怒り―

政治家の発言・資質・姿勢 金平 博…5

国家的詐欺行為の「介護保険」改悪 宮本 嘉峰…6

―全国一律の制度から市区町村への移行―

歴史の転換点―戦後七十年と、コレカラ(上) ……9

読者からのおたより ……10

旬刊 社会通信

NO.1238 二〇一七年四月一五日号

二〇一七年四月一五日発行
(毎月一日・一五日二回発行)

国家と国益について

独占資本の支配を忘れるな

エスタブリッシュメントなどという言葉が米大統領選の後にはやったものである。今日の支配体制は資本主義体制であり、支配階級は資本家階級であることを言いたくない人々が好んで使おうらしい。ブルジョア評論家や俗流評論家やマルクスが解明した科学的理論を超越してしまった諸君も、こんな言葉をよく使っている。『資本論』の資本主義の次元を超えた異次元の世界になっているなどという妄想さえ生まれている。

国家とは何かということも、殆ど忘れている。『資本論』より20年前に書かれた『共産党宣言』はすでに資本の国際化、グローバル化の進行を鮮明にしていることも忘れている。多国籍化した独占資本は独占資本でなくなったらしい。国家は消滅してしまつたらしい。独占資本も国家独占資本主義も消滅してしまつたらしい。

「トランプ氏が多国籍企業を国内に呼び戻して失業を減らそうとしていることには期待する」などという主張も現れる。それによってメキシコ等々の労働者が失業することは良しとするのだろうか。こんな混乱に陥っている人は、本誌3月1日号の小林晃論文をぜひ読みたい。

自民党などの保守政党が資本家階級の、中でも独占資本家階級の政治的代理人であることも忘れられている。今日の政府や省庁や高裁等々が資本家階級のための、実質的には独占資本のための機関であり、労働者階級を永続的に支配するための機関であることも忘れられている。政・労・資の三者会談によって、首相が資本家代表にも訴えてみせるのは、総資本の立場から労働者階級を抑え込むための芝居にすぎないことも見えにくくされている。資本の中にも、共通目標とあわせて、無論あれこれの対立や相違もある。それを調整するために資本家の団体が作られているだけではない。国家機関は資本家階級内部の対立や相違を調整する任務ももつ。

経済同友会の代表幹事に座る三菱は経団連でも圧倒的な力を持つ。18人の副会長のうち銀行、重工、商事など三菱金曜会は6人を占める。本誌2月15日号で述べたように、三菱重工は今や非軍事部門では満足な利潤を得がなくなっている。

他方ではこの1月に防衛省が初めて運用する軍事衛星「きらめき2号」が三菱製のH2Aロケットで打上げられた。かつては日本の宇宙開発や宇宙研究開発機構（JAXA）の活動は非軍事の平和目的に限られていた。2008年に防衛利用を認める宇宙基本法が制定されてから防衛省は独自の衛星を整備し、JAXAも今回公然と軍事利用に踏み込んだ。米国からのミサイルや戦闘機などは、三菱等が共同開発もできるし、ライセンス生産による国産化も容易である。

日本独占資本は軍事予算のGDP比1%枠を取払いたい。軍事輸出も急増させたい。憲法も改定したい。独占資本の政治部長・安倍首相はトランプを大いに活用して軍備拡張戦略を追求する。沖縄県民の意志や福島県民の生活や北海道民の足や労働者の命などかまつたものではない。国益とは独占資本の利益に他ならない。（原野人）

戻る先は戻れない だから苦しい

— 原発爆発から六年— 檜葉からいわきに避難—

荒れ果てた自宅

平成6年に埼玉から母の郷里に移住してきた。家族4人で幸せに暮らしていくはずでした。地縁血縁の濃い土地柄で、強い地域性に最初は戸惑いました。だから積極的に地域活動に参加し、信頼関係を築きあげる努力をしました。子供会やPTA活動に参加しました。そして、気づくと玄関に季節の野菜がおいてあることもあって、「地元の人より、地元のことがわかっていね」と言われるようになりました。

今、檜葉の荒れ果てた自宅に行っても、何も手につかず、また避難先に戻ることの虚しさ、家族との思い出に浸る感傷の時間でしかありません。部屋の片づけはできず、家財や私物は半ばゴミと化していましたが、環境省に搬出と運搬を依頼しました。2014年12月8日に東電職員がきて、今まで心の整理が出来ずに手につかなかった家財を処分することにしました。

自宅のローンは約1700万円ありました。預貯金と東電からの賠償金を合わせて完済しました。夫・私・長男・次男の包括的請求の賠償金を充てました。家族会議で、まずは借金を無くすことが先決との判断に至りました。長男と次男の協力にはとても感謝していますが、同時に申し訳ない気持ちもあります。

借り上げ住宅に避難していたが、実質二間で大人3人暮らしに限界を感じて脱出したいと、東電から住宅確保損害をもらっていわきに家を購入したが、これを終の棲家にするかどうか今は判断できません。檜葉の家も残っている。平成27年9月5日避難指示も解除された。望郷の念は当然ある。家は両方持たざるをえない。将来的に固定資産税かかる。管理も負担となります。

絶望の6年目

大熊町の叔父は、田んぼや畑仕事をこなし、大型バイクも乗りこなすような豪快な人でした。しかし、事故後は、いわき市の4畳半2間の仮設住宅に叔母と二人で住み、昨年から認知症と体力の衰えが急激に進み、とうとう寝たきりに。そして病院に緊急入院して三日目でした。最後は衰弱したように細く小さくなり自力で呼吸もできなくなりました。俺は大熊に帰ると言っただけでよかった。本当に原発事故さえなかったら！と思います。この結果は避難生活がもたらしたものとしか言いようがない。

檜葉のコミュニティはすべて崩壊してしまっただけで、地域特有の親近感や愛着といったものはすべて奪われてしまいました。人間関係は何年も何年も培ってきたもの。元通りになることはない。この6年間で一言で表現すれば、無我夢中で逃げた1年目。不安と葛藤の2年目。展望の見いだせない3年目。そして、すでに気力体力の限界を超えた4年目。故郷への望郷を抱きながらも避難先に滞在を続けざるを得ない絶望の5年目から現在といった感じです。

戻るのか戻らないのか

戻るか戻らないか応えられないのが苦しい、辛い。檜葉に戻るか、他に移住するか

ということについて、今は決断できていません。「戻っても地獄、残っても地獄」です。私達は社会の一員として皆平等であるはずです。それなのに、なぜ生活を根底から奪われてなお、最後は自己決定？自己選択？を強いられるのでしょうか。戻るか戻らないかという間に、今イエス、ノーを答えられる人は殆どいないと思う。二度と榊町に戻らないのか、と問われると苦しいです。10年先か？20年先か？永久に無理か？今は判断がつきません。

住み慣れた我が家のある榊町です。榊町には愛着も望郷の気持ちもあります。これからも榊町民ではあり続けたいと願います。

しかし、医療機関・商業施設・教育施設・雇用の場の復旧状況は不透明。廃炉作業や復旧復興関連作業の外部の労働者人口流入による防犯上の心配や共存の不透明さ。原発は再び事故を起こしかねない。2号機650シーベルトとの報道もある。第二原発も廃炉の明言はない。榊葉に戻ってきているのは1割程度。その3分の2は高齢者。仮置き場が増えている。元のかたの家は荒れて解体もされている。心が痛みます。

どうなるのか、どうするべきか、それが自分でも決められない。戻る先は戻れない状況にある。そうといって移住してしまうのか、ふるさとなのでそれを捨てるのはしのびない。いつまでなのか、それも答えられない。だから苦しい。それが辛い。いわきと榊葉2つの場所に引き裂かれた様な気持ちです。

〔原発事故被害者相双の会〕第五八号、二〇一七年三月一日発行〕

不当決定！民意に逆行

― 3・28 高浜原発再稼働容認の大阪高裁抗告審に市民の怒り ―

3月28日、大阪高裁前に「反原発」の赤旗が、春風にのって数多くたなびく。世界史上初の運転中の原発を司法の力で止めた3・9大津地裁仮処分決定から1年余。近畿・全国の広範な市民や反原発運動家がかけつけた。関電が起こした抗告の審理決定が午後3時に出された。約10分後、住民側若手弁護士が結果の幕を持って入り口に駆け付け、緊張が走る。拡げられたものは、「不当決定！国民・県民の世論に逆行」だった。参集した数百人の市民はただちに、怒りのシュプレヒコールをあげた。

昨年3月9日の大津地裁仮処分決定は、新規制基準自体の問題を暴き、安全の根拠の立証責任を関電に求め、十分な避難策確立も求めた画期的な、まさに民意反映のものであった。

これを真つ向から覆（くつがえ）し、高浜原発3・4号機再稼働容認の決定を大阪高裁は下した。住民側原告の井戸謙一弁護士は記者会見で、「この決定は新たな安全神話だ」とし、「415頁もある大部の決定書だが、ほとんど関電・規制委員会の引き写しだ。不当判例である伊方判決を踏襲する、3・11事故に何も学ばない、何ら責任を感じられない。規制委や電力会社や政府・行政の姿勢に・暴走にストップをかけられるのは司法しかない。その責任・自覚のかけらも感じられない」と、怒りを表明。

井戸氏はさらに、「新規制基準に適合しているかのみを問題とする、過酷事故は考

えられないからこの汚染水処理策は完備していなくてもよい、規制の安全性の立証責任は住民側にあるとしている。不当な枠組としてこれまで原発裁判で押し付けられていた、伊方最高裁判決よりもなお住民側に不利な立場をとる、ちよつと想定していなかった、3・11前の裁判基準より後退したものとなっている」と。

全国脱原発弁護団・河合弘之共同代表は、「この裁判官は行政訴訟と間違っているのではないか。『規制基準に適合かどうか』のみを問題とし、規制基準を安全基準だと思っていない。避難については規制の基準にしてないので、適当でいいんだと言っている。多重防護の思想の否定だ。私たちは屈することなく、闘いをやめない。勝つまで闘う。負けたら次の手を考える。勝つまで兵を繰り出して戦う」と宣言した。

辻義則原告団長は、「あまりにも情けない決定だ。政府・電力会社を付度（そんなく）した不当な決定だ。大津地裁で本訴の勝利に向け引き続き闘う」と決意表明。

昨年12月18日に高浜原発至近・音海地区自治会の皆さんが高浜原発1・2号機の運転延長反対決議を採択されたことや、本年1月20日に112メートルのクレーンが高浜原発で倒れるなど、度重なる全国や若狭・高浜原発での安全無視による事故発生、1450万人の近畿のいのちの水源・琵琶湖を託されている滋賀県三日月大造知事の本原再稼働反対の意思表明等々をまったく省みない、安倍政権・電気事業連合会トップの意思を付度した、原発マフィアファーストのあきれた不当反動決定に市民の怒りは収まらなかった。大阪高裁の裁判長はさらなる大衆闘争の奮起を促してくれたと言えよう。

4・27 高浜原発うごかすな！ 関電包囲全国集会

日時・場所 4月27日（木） 16時30分～18時 関電包囲全国集会

18時30分～20時 御堂筋デモ（靱公園～難波）

主催 高浜原発うごかすな！ 実行委員会

呼びかけ 原子力発電に反対する福井県民会議

政治家の発言・資質・姿勢

恥ずかしい

米国の大統領がイスラム圏7カ国から移民・難民の受け入れを認めない「大統領令」を発した後、この国の首相は「米国の内政問題であり日本としてコメントしない」と発言しました。これには驚き失望も感じましたが、最も強く感じたのは「情けなく世界に対して恥ずかしい」と言う気持ちでした。世界の主要国であるドイツ・フランス・イギリスは米国との強い関係はあっても、米国を批判し同じ態度をとらないことを表明しています。なかでも印象的なのは、カナダのトルドー首相でした。彼は米国大統領との共同記者会見の席で「難民・移民を守る」と発言し、その違いを際立たせていました。実に堂々たるものでした。

日本は、移民・難民を極度に嫌いその受け入れを厳しく制限しているので世界の主要国と同じような見解を発表するのは難しいでしょう。それでも、人権擁護・人権保護のためにも沈黙は許されずです。ヨーロッパと「価値観を共有する」と言いながら、実際は共有していないことが明らかになりました。恥ずかしい限りです。

「朝貢外交」

日米首脳会談に向けて、日本が米国の雇用創出のため七〇億ドルのインフラ投資をするという報道には大いに驚き呆れしました。米国からの批判や過大な要求を避けるためだったのでしょうか。一部には、朝貢外交などとの批判や疑問がありました。その指摘は正しいと思います。良くも悪くも、すでにある経済ルールに基づいて多くの企業が米国に進出し、そこで企業活動を行い雇用を作り出しているのです。その上、特別に雇用を約束する必要がどこにあるのでしょうか。それほどの予算があるなら国内の長時間労働や非正規雇用等の改善こそ強く求めたいと思います。

この会談では、尖閣諸島が安保条約で米国が守るべき範囲であるとの確認を得たことで、いかにも嬉しそうに報告していたことを考えると、中国への恐怖が朝貢外交ともいえる行動になったのでしょうか。米国に見捨てられると困るということですが、これもまた情けなく恥ずかしいことです。

3 大世襲職業

医師とタレントそして政治家を3大世襲職業と言った人がいます。民主党政権時代に世襲政治家を規制する動きはあったようですが断念したと言われます。世襲が続くと政治家が「家業」となり当選することだけが目的になりかねません。

現在の自民党には、世襲制政治家が数多く存在しますが、これでは優秀な政治家を輩出することは困難です。さらに、自民党は一定の当選回数になると大臣候補となるようで候補予定者は何十人もいるようです。真面目に政策を勉強し、専門性を高めた人なら良いのですが、当選回数を基礎に大臣に就任すると、今の金田法相や稲田防衛相のように国会で答えることが出来ない事態が生じます。民主党政権の時にもそのような大臣がいましたが、国民に対して実に失礼なことでした。

安倍首相も間違いと偽りが多く、「汚染水はコントロールされている」「安保法制は国民と自衛隊員の安全を高める」「日本の貧困率は改善されている」などと繰り返しています。小選挙区制が、保守・革新を問わずこの国の政治指導者に広い知識と深い見識を求めがたくしているのです。

（「あかし地域ユニオンニュース」No.208 17年3月発行、金平 博）

国家的詐欺行為の「介護保険」改悪

― 全国一律の制度から市区町村への移行 ―

三年間に

グループホームで暮らす友人の呼出しで、外出支援を始めて三年。一年目は近隣を散歩し歓談し再会を楽しんだ。「絵の見方は他の人と違う。プロの目だ!」、共通の友人が気づき、同郷の友を誘って美術館に出かけたりもした。それまで一日の殆どをベットの過ごしでいた友人が机を整理し、絵手紙を描きはじめ、褒められると、ニッコリ昔の笑顔が戻った。ホームのスタッフも喜び、私たちの活動を評価してくれた。

その間、友人への働きかけは、それぞれ無我夢中、一喜一憂、簡単ではなかった。

施設長は三年間で三人替わった。スタッフの入れ替わりも頻繁。だんだんスタッフが少なくなり、昨年四月からは目に見えて少なくなった。スタッフは私に、「衣類などの買い物に付き合っただけで！」。「パーマ屋さんにも」等々を頼んできたり、外出手続きの思わぬ変更もあったりで、友人に会う私の気持ちも少しづつ萎んでしまった。外出支援は友人を玄関から玄関へ、無事に送迎しなければならぬ。JR東海介護裁判の経過等も気になったり、だんだん億劫になってきたのも事実だ。私自身の仕事や、健康も優れなかったことも重なって、四カ月間顔を出さなかった。

三月は仕事の決算も一段落。久しぶりにホームを訪ね「絵を観る会」を約束した。しかし、このまま悩みながらの継続は良くない。グループホームで暮らす友人も、美術館に誘う同郷の友人も私も、今年は喜寿。お互いに楽しく悔いのない時を刻みたい。

一年半ほど前には、グループホーム上部組織主催の介護勉強会等にも参加し、施設長やケアマネジャーに質問。問題点は一致し盛り上がるが、先に進まない。介護も医療も薬のことも、大きな壁に突き当たり途方に暮れた。同郷の友人たちは「仕方ないね」と慰め励ましてくれるが、制度や仕組み、業界の動向等が気になりはじめた。

介護保険が使えない

三月十五日（二〇一七年）「介護保険・国会集会」に参加した。テーマは「介護保険法改正案、なにが問題なのか？」、社民党・共産党・民進党・維新の会など、国会議員や秘書の方々十四人、参加者は全部で七十人超であった。

主催者は、「介護保険ホットライン企画委員会と介護労働ホットライン実行委員会」。その共同代表（NPO）小竹雅子さんが、二〇一五年と二〇一六年の数回に分けて実施された改正と今回の案について、順を追って分かりやすく解説してくれた。

三年に一度の「改正」で、介護現場は、その度に振り回されてきたという。同共同代表の小島美里さんは介護保険が使えなくなっている実態を切々と述べた。

所得ランクが低所得であっても、貯金一千万円あれば利用料が割から二割に上がり、予想もしなかった利用料を請求され驚く人が多い。特養ホームは「原則介護3以上」なのに、「要介護1・2」の人を容赦なく排除している例が多い。特別養護老人ホームに入所したが、預貯金が二人家族で、二千万円あったため補足給付（特定入所者介護サービス費）の対象から外れ、食費・居住費が全額自己負担になった。そのため、在宅生活をつづけている妻（夫）の生活が逼迫している。

主催者は三月二十二日「介護保険法改正案に対する要望書」とし、衆議院厚生労働委員会（丹羽秀樹・委員長）委員四五人、参議院厚生労働委員会（羽生田俊・委員長）委員二五人、介護保険法改正案を審議予定の七十人の国会議員に提出した。

介護保険法改正案に関する要望書（要旨）

「介護保険ホットライン企画委員会」は首都圏の市民活動団体で、二〇〇六年から介護保険制度について、利用者、介護者を中心に広く市民の声を集める電話相談を開設しています。

「介護労働ホットライン実行委員会」は、弁護士を中心に、二〇一三年、二〇一四年に電話相談「介護労働ホットライン」を開設しています。

現在、通常国会に介護保険法改正案が提出され、改正案には多くの問題があります。特に、二〇一四年改正の影響調査、検証がまったくない、根拠なく新たな改正が行なわれる。納得できません。介護保険料を払う被保険者は七四五〇万人。多くの人が二〇一四年改正の内容すら知りません。介護保険の利用者、家族など介護者が窮地に陥る事態にならぬよう、国政の場で、左記の介護保険制度の課題について、被保険者に納得できる根拠にもとづく審議が行なわれるよう要望します。

〔記〕

- 1、利用者負担割合を三割に引き上げることに反対します。三割負担を議論する前に、前回改正で二割負担となった認定者の家計実態を、高額介護サービス費の見直しの影響とあわせて、調査、検証してください。
- 2、「保険者機能等の強化」のため、「認定率の低下」を推奨することに反対です。「認定率の低下」を推奨する根拠、並びに利用者および介護者に与える影響を考慮し、議論してください。
- 3、二〇一八年度介護報酬改定で予定される、訪問介護の「生活援助」人員基準の緩和案に反対します。国会において、在宅介護に不可欠な「生活援助」を維持し、質を担保することを確認してください。

◇別紙◇ 介護保険法改正案の課題（要旨）

1、利用者負担割合が2倍になり、家計が切迫するケースが出ています。二〇一五年八月以降、「一定以上の所得」がある上位二割に該当する認定者を対象に、介護保険制度創設以来、一割だった利用者負担が二割になりました。また、二〇一五年八月以降、介護施設やショートステイなどの食費・居住費の負担軽減策である「補足給付」（特定施設入所者介護サービス費）の対象基準も厳格化されました。利用者負担には、高額介護サービス費で上限が設定されているも、二〇一五年の見直しに続き、今年八月にも上限額の引き上げ、利用者負担がさらに増える予定です。

厚生労働省資料では、二割負担の認定者のうち、サービスを利用していない「未利用者」が四分一も存在します。電話相談では、施設の場合、利用料が二倍になり「補足給付」から外れる二重負担にみまわれ、自宅に残る配偶者や介護する子世代の家計が圧迫されている声が寄せられています。在宅では、サービスを減らすケースが多く、その分は家族の無償の負担が増え、施設も二割負担では到底利用できない出口なしの構造にあります。

厚生労働省は二割負担について、高齢者のうち「相対的に所得が高い方」と説明しましたが、「絶対的な支払い能力」でないことは明らか。今後、顕在化することが予測されるのは、働く介護者はさらに「介護離職」の決断を迫られ、家族など無償介護者のストレスは高まり、高齢者虐待、介護心中・介護殺人の要因が増えることです。

今回の改正案は、二割負担となった認定者のうち「医療保険の現役並み所得」がある場合は三割に引き上げるとしていますが、制度創設当初に比べて三倍の利用者負担にする前に、まず、二割負担となった認定者の生活実態の検証をする必要があります。

なお、介護保険制度は創設十七年になりますが、利用者の約八割を占める在宅認定者の実態調査の実施は皆無です。根拠なく改正を行う前に、少なくとも、在宅の認定者の負担能力も含めた実態を調査、把握してください。

〔出典〕・厚生労働省「第一九三回国会（常会）提出法律案」（二〇一七年二月七日提出） 「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント」

- 1、「現役世代並み所得のある者の利用者負担割合の見直し」・社会保障審議会（介護保険部会）（遠藤久夫・部会長）第六七回（二〇一六年一〇月十九日）参考資料1、「利用者負担」
- 2、「認定率の低下」は認定申請の拒否につながります。介護保険の運営に責任を持つ保険者は市区町村であり、介護保険事業計画にもとづき、認定（要支援認定・要介護認定）を受けた被保険者にサービスを提供するのが基本です。

今回の改正案では、「保険者機能等の強化」として国、都道府県の「支援」を強化するとありますが、具体的内容は「認定率の低下」による「介護保険料の抑制」です。

好事例として取り上げている埼玉県和光市は、六五歳以上の第1号被保険者の認定率が1割未満、特に要支援認定率が8%という低い水準にあり、認定の申請を窓口で受け付けていない可能性もあります。介護保険の被保険者は、認定を受けなければサービスを利用する権利（受給権）を認められませんが、国や都道府県から「認定率の低下」を求められ、保険者である市区町村が被保険者の認定申請を受けつけない、いわゆる「水際作戦」を行なう事態が発生することは許されません。

「自立支援・重度化防止」の目的のため、厚生労働省が作成する「適切な指標」の名のもとに、一律に「目標達成」をめざすのは、被保険者の権利を大きく損なう可能性があります。

〔出典〕・厚生労働省老健局「第6期計画期間における介護保険の第1号保険料」

（二〇一五年四月二十八日公表）・厚生労働省「二〇一四年度介護保険事業状況報告（年報）」

・総務省統計局「人口推計二〇一四年」

3、「生活援助」の基準緩和は、「介護のある暮らし」の崩壊につながります。

介護保険制度がはじまる前から、介護が必要な人の自宅での暮らしは、ホームヘルプ・サービス（訪問介護）に支えられてきました。ホームヘルパー（訪問介護員）はさまざまな病気や障害を持つ利用者宅を訪ね、まず玄関に入れてもらうことからサービスがはじまります。性格も生活文化も多様な個人宅の暮らしの維持には、高度な能力が求められます。特にひとり暮らしや高齢夫婦世帯の生活が維持されているのは、ホームヘルパーの「生活援助」が大きく貢献しています。

利用者の心身の変化にいち早く気づくのは、ホームヘルパーです。ゴミ屋敷に代表されるセルフネグレクトや、特殊詐欺にだまされることも未然に防いでいます。

昨年は「骨大方針」で、「軽度者」と「生活援助」を給付からはずす意見が強まりました。利用者の不安は大きく、改正案では「軽度者」、「生活援助」の削減は見送られました。しかし、改正案を検討した社会保障審議会介護保険部会は、「生活援助中心のサービス提供の場合の緩和された人員基準の設定については、二〇一八年度介護報酬改定の際に改めて検討を行う」と意見をまとめています。また、ホームヘルパーへの不当な批判も相次いでいます（左記◇資料◇参照）。

ホームヘルパーは研修資格がなければ、サービスを提供することができません。

人員基準の緩和により、介護報酬を下げることは、実質的にサービス提供事業者によるサービス提供が行えなくなることを意味します。結果的には法律を改正しなくても、介護報酬で削減の操作ができるのです。これは、**有資格者のサービスを保証してきた介護保険制度の変質であり、被保険者、特に認定者や介護者に対する欺瞞行為です。**（ゴシックは筆者）

今回の改正案では療養病床の移行を想定した「介護医療院」の新設が予定されていますが、介護保険を必要としているのは、「医療ニーズ」の高い「中重度者」だけではありません。

内部疾患や認知症、身体障害などさまざまな原因で、介護保険サービスを利用している認定者の「健康で文化的な最低限度の生活」を保つために、「生活援助」が不可欠であることを再確認するとともに、ホームヘルパーを増やす対策を検討してください。

◇資料◇ 「だらだら続く生活援助」という意見（抜粋）

鈴木邦彦・委員（日本医師会） 生活援助が自立支援の視点で提供されていないことが多いために、生活動作が自立することなく何年もだらだらと提供され続けているという状況があります。訪問リハビリや通所リハビリを利用していない場合でも、リハビリ専門職が訪問介護に同行して、生活動作が自立するためのアシストや目標設定を行えるようにする等の見直しが必要です。齋藤訓子・委員（日本看護協会） 自立支援という制度の趣旨に照らし、生活機能や身体機能の維持、改善に寄与しないサービスを漫然とだらだらやっていると、あつてはいけません。

〔出典〕・社会保障審議会介護保険部会第六六回（二〇一六年一〇月二二日）議事録 以上

（<http://haskap.net/2017/03/20170322.html> より抜粋）

国家的詐欺行為 前頁「別紙◇介護保険法改正案の課題」の「3」後半部分、「…介護保険制度の変質であり、被保険者、特に認定者や介護者に対する欺瞞行為…」をゴシツクにしたが、私としては介護保険法の趣旨や目的からしても、軽度者の市区町村への移行等は国責任の放棄であり、料金の資産要件導入も国の「詐欺」だと思えてならない。

一九九七年成立した介護保険法の制定当時、政府は「みんなで支え合う保険制度」「介護地獄をなくす」「高齢者は豊か」と宣伝し結局、高額所得者の介護を六五歳以上のすべての高齢者負担で支える、低所得者の生活を圧迫する仕組みを作り上げた。

二〇〇〇年の介護保険スタートまでは、介護や福祉は措置制度や老人保健制度によって、低所得者の訪問介護や入浴サービスは無料や低額（応能負担）であった。

介護保険スタート時、低所得者は「新聞を止めて介護保険料を払った。しかし、利用料など払えないので、介護保険は辞めたい！役場に相談したら、介護保険は健康保険とセットで強制加入だと言われた」等々、悩みと苦情がたくさん寄せられた。

老人保健施設や特養ホームを利用していた人々はもつと悲惨で、五年間の経過措置があったが、その後の利用ができなくなる事態にも。他方、行き場のない高齢者に限定する「寝たきりアパート」「寝たきり専用賃貸住宅」までが横行し今日に至っている。氷山の一角であるが、これは介護保険法制定二〇年目の介護現場の実態だ。

総理が求める「自立」のずれ この度の改正法案審議で『「だからだと続く生活介護」は見直すべき』『「漫然とだらだら」はあつてはならない』等、委員の発言に驚いたが、安倍総理も二〇一六年十一月、「介護でもパラダイムシフトを起こす、これからは「高齢者が自分でできるように『自立支援』に軸足を置く」、「要支援者の能力を活かし、社会参加を促進させ自立支援を促す」、「要支援だった人がサポートする側に回った事例（和光市）もあり、これを横展開すると財政上の節減効果も出る」と得意げだ。

介護現場に「目標・競争・効率化」を求め、「要介護者から早く『卒業』し『自立』を」と言うのである。しかし、介護保険法第一条(目的)で「自立」とは、「要介護状態であっても能力に応じて自立した生活ができるようにと定義している。決してサービスを使わないことを自立としていない。総理の方針は法目的から大きくずれ問題だ。

市町村に移行「新総合事業」 この間の法改正は、介護給付を減らして利用者の負担を増やす、利用者を減らして重度者に絞る、全国一律の制度を市区町村に移行していく。要支援利用者の八五%を占める通所介護と訪問介護を市区町村の新総合事業に移行することを二〇一七年度中に実施する。国は市区町村の介護度改善・給付削減を競争させ交付金格差をつけるとも。私の居住地渋谷区もNPO・シルバースター・元気高齢者を含む住民ボランティアの活動も始まったが、どんなことになるのか。

制度の原則を失いつつある介護保険 介護保険制度創設時の厚生労働省の老健局長を務めた堤修三氏は、二〇一五年改訂や財務省の給付抑制路線の提案や要支援者の訪問介護等を市区町村の事業に移しかえたり、補足給付に資産要件を導入するなど、全くの筋違い。介護保険は『国家的詐欺』となりつつあるように思えてならない」と

語った。(「制度の原則を失いつつある介護保険」シルバー産業新聞二〇一五年十一月十日)。
誰もが直面する「老後」の生活を保障する社会的な仕組みづくりは、みんなの願いだ。今、おかしな方向にすすんでいる「介護保険」、現場はどうなっちゃうのか。(嘉)

歴史の転換点―戦後七十年と、コレカラ(上)

一月七日、第15回目となる上野反合研の新春学習交流会が、新橋支部等の仲間を含む約三十名の参加で行われた。今年の講師は、いつも反合研の学習会に参加していただいている、「社会通信」の滝野忠さん。滝野さんは、戦後七十年間の資本と労働の大きな攻防の話をされながら、学習と思想の大切さについて強調された。

岩井さんそして国労 今、「働き方」をめぐる議論がにぎやかです。資本主義社会では労働組合が真正面から長時間労働反対と要員確保の要求をかけたが、**「働き方改革」**も、企業の利潤を増やす方向にならざるをえない。資本の目的は利潤拡大、利潤は剰余価値から生まれます。剰余価値は支払われた労働である賃金をこえる不払い労働部分です。資本の目的は不払い労働をどうふやすか。「働き方」への彼らのねらいと関心です。

一九七〇年頃、岩井章さんが主催した国際労働運動研究協会で、労働運動、社会・政治の運動にかかわるようになった。当時、一九七〇年代はストライキと学習会の繰り返しだった。岩井さんの事務所は国労本部に、そしてちかくには国労新幹線支部、車掌分会がありました。この四十五〜六年間、皆さんと一緒に、楽しんだり悲しんだりしたことをお話したい。

資本主義社会 私たちが絶対に忘れてならないのは今の社会は、資本主義社会だということです。労働力の売りと買い、賃金制度の中で搾取が行なわれる。資本が搾取を増やすということは、労働者の賃金を減らして**「不払い労働」**を増やすということ。政府・財界がやるうとしている**「働き方改革」**は、生産手段を彼らが持っている以上、企業の利潤を増やす方向になる。資本と労働の対立関係になる。

「新自由主義」は、独占資本の世界的競争に基づく自由主義で、弱いものはつぶしていく。結果、「貧困と格差」が増大する。資本の自由な搾取を縛る労働組合の力が弱くなったことが**「窮乏化」**作用を強くしている。闘争力なくしては賃金の引き上げはできません。貧困・格差の縮小はむろんです。

今、最大の特徴は資本主義への批判が高まっていること。「デフレ」と言われるが、本当は**「慢性的過剰生産」**だ。だから日銀の黒田総裁がいくら金融市場にお金を出しても失敗する、資本家連中ですら、投資しようとはしない。投資したら過剰生産がひどくなるのを資本は本能的に知っている。慢性的過剰生産とは、**「生産力が過剰で、生産関係に収まらない」**ということであり、それなら現金もつてた方がいい。この歴史の意味は新しい社会、社会主義を作ることが、客観的に情勢として要請されていることを生活が明らかにしているのです。

その中で合理化だけは進み、不払い労働を増やすために安い賃金労働者が作られていく。それが**「働き方改革」**です。

思想攻撃 社会主義崩壊は、資本の手を縛る力は弱くなり、独占企業がムキダシの競争戦を演じています。世界中で矛盾が噴出してきます。20世紀は「社会主義の時代」で、資本主義が弱くなりました。そこで社会主義包囲網が作られた。なぜソ連がつぶれたのか。G7が経済制裁を行なうと同時に資本主義の消費文明を大宣伝した。特に海外に出ていくことの多い文化人・スポーツ選手・政府高官が消費宣伝に負け、政府の中心メンバーが社会主義に自信を失った。

社会党・総評の崩壊も同じです。敵の思想攻撃に負け、社会主義への自信を失った。思想的に負けたのです。ソ連の崩壊は世界的な「反革命」に他なりません。日本はこの時、総評・社会党が解散し、保守二党制がつくられた。ですから、政治は大政翼賛化、労働組合は産業報国化が進んだ。

大衆の反乱 「グローバリズム」という言葉が使われているが、旧社会主義諸国、中国も含めた世界市場が、資本主義生産関係に組み込まれて競争が行なわれ、矛盾が大きくなった。それが今、「思想の多様性」などと言われる、この言葉の本質は資本主義の思想に一元化されていることです。だからさらに様ざまな矛盾が出ます。

大衆の反乱は、中東に始まり、ヨーロッパ、ついでアメリカでトランプというバカ者を生み出した。貧困格差や国家・民族・宗教間対立などがごちゃ混ぜになって吹き荒れている。労働組合や社会主義運動に勢いがないから、極右（安倍も含む）がめだつ。日本では天皇が階級協調の役割を果たしています。（つづく）

◇ 読者からのおたより ◇

3・25 辺野古ゲート前県民集会―翁長知事・山城博治さんら3500人

翁長雄志知事―「埋立承認撤回」を明言、「闘いは新たなステージ」と呼びかけ。山城博治さん―「県民の誇りある心を折ることはできない」

*3・25 県民集会映像 <http://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/90160>

(毛利孝雄の「辺野古・高江の現場から」97)

特別養護老人ホーム 今週は、月曜日から金曜日まで、毎日病院・施設の往復という日が続きます。お陰様で私の腫瘍（ポリープ）は、悪性でなかったたのでちよっぴり安心です。

3月末に、父親（97歳）が特別養護老人ホームの人になれました。

4月2日の朝日新聞は（総合版の12版）一面で、「入院病床1割減らす計画」という大見出し、そして「2025年 全国で計15万床」「在宅医療に移行 目指す」の二つの小見出し：でした。父は、認知力の低下等で入院、入院中に肺炎を発症すること2回等々、そして、昨年の夏、病院側から「国の方針が変わるので、病院にいられなくなる。施設を探して下さい。」という説明を受け、病院が経営する施設にはすぐにも入所可能と言うのですが、何と！費用は、病院の約4倍。すぐに公立の施設に申し込み、この度ようやく片道13キロの遠方ですが施設に入所となりました。それでも病院での2倍強の費用です。私たち夫婦で、父親のようになった時は、私たちの年金では生きて行けぬことになってしまいます。

4月に入ってから、例の「経済学批判終結以前の主要な作品」＝『宣言』と『哲学の貧困』における、「労働と労働力」の扱いはどうなっているのかについて、下書きを始めました。：、気になるのは、『通信』1237号（4月1日号）の松里さんの記事です：、「中澤論文は私にとって『難しい』課題です。」と言われているのが、頭に焼き付いているからです。しかし、自分なりに整理してみよう！と思っています。

(信州松本・中澤秀行)